

令和3年度
第1回いわき市地域自立支援協議会
議事録
(書面開催)

議 事 録

会 議 名	令和3年度 第1回いわき市地域自立支援協議会（書面開催）
日 時	令和3年6月7日(月)資料発出
送付資料	(1) まずはこちらをお読みください (2) 資料1 「令和3年度第1回いわき市地域自立支援協議会」 (3) 資料2 「いわき市地域自立支援協議会からの提言に係るワーキンググループ最終報告書」 (4) 別紙1 「回答書」 (5) 別紙2 「会長及び副会長の選出について」

I 会長及び副会長の選出について

皆様からの御意見を踏まえ、次のとおり選出いたしました。

	所属団体職名	氏名
会長	社会福祉法人育成会 理事兼本部事務局長	古川 敬
副会長	医療創生大学健康医療科学部 准教授	三好 圭

II 議事

提出された意見等に対する事務局回答をもって議事といたします。（意見のなかった項目は記載しておりません）

【報告事項】
1 令和3年度におけるいわき市地域自立支援協議会の組織について
(1) 令和3年度いわき市地域自立支援協議会委員名簿
(意見等)
① 学識経験者として、障がい福祉の専門家を選定してはどうか。
(事務局回答)
① 次期委員改選に向け、委員構成の変更の要否について検討して参ります。
(2) いわき市地域自立支援協議会の概要について
(意見等)
① 強度行動障害スーパーバイザーの役割を担う機関（者）を創設する構想はどうか。
(事務局)
① 強度行動障害スーパーバイザーの設置については、強度行動障害のある方の地域生活支援検討チームにおいて検討して参りましたが、現時点では設置の見通しは立っておりません。
なお、強度行動障害のある方の地域生活支援検討チームについては、今年度からは地域自立支援協議会の体系から除外することとしております。今後は、市障がい福祉課において強度行動障害のある方への支援について検討し、必要に応じて地域自立支援協議会において報告又は協議したいと考えております。

(4) いわき市地域自立支援協議会の下部組織の体制見直しに係る検討結果について

(意見等)

- ① 下部組織の具体的目標はあるか。また、児童・療育支援部会、当事者部会準備会について、進捗状況を報告してほしい。
- ② 除外に至るには協議会での一定の成果があり、機能を障がい福祉課へ移行していくという解釈でよいか。
- ③ 事業所連絡会がなくなるのは残念だが、毎回出席者が入れ替わる状況では、議論の継続・深化は望めないためやむを得ない。貴重な情報交換の場であったので、年に1～2度「情報交換会」などの形で開催できれば良い。
- ④ スリム化が図られたことは、大変良い。

(事務局回答)

- ① 下部組織の目標は、「地域課題の抽出及びその解決策の検討」です。これまで、解決策が見いだせないまま課題を重ね、下部組織の増加に至りましたが、今後は、取り組む課題に優先順位をつけ、短期間で集中して課題の解決に取り組んで参ります。また、短期間で成果を出すことが困難であると判断した場合、速やかに組織の改編や新たな課題解決への移行等について検討して参ります。
また、児童・療育支援部会及び当事者部会準備会の進捗状況については、次回の会議において報告する予定です。
- ②～③ 地域生活支援体制強化プロジェクトチーム、障害児入所施設からの移行ケースの進捗確認会議及び事業所連絡会については、事業開始や連絡会設立に至るなど、一定の成果があったものと考えております。
なお、事業所連絡会については、地域自立支援協議会の体系から除外しましたが、設立当初の目的である「事業所による自主運営」に向け、当面は市障がい福祉課の業務として支援を継続して参ります。
また、強度行動障害のある方の地域生活支援検討チームについては、強度行動障害スーパーバイザーの設置等について検討して参りましたが、短期間で成果を出すことが困難であると判断したものです。
- ④ 今後も皆様の御意見をいただきながら、協議会の在り方等について検討して参ります。

2 いわき市地域自立支援協議会からの提言に係るワーキンググループの最終報告について

(意見等)

- ① 障がいの特性上、福祉避難所及び避難所を利用することが難しいケースがあり、自宅生活継続支援をせざるを得ないことが想定される。個別対応よりも、ある程度統一した指導があることが望ましい。
- ② 福祉避難所として開設の場合、避難所と市防災対策本部との間の連絡・調整をお願いしたい。緊急連絡先の確認及び一本化が望ましい。
- ③ 支援する側（現場）の様子が見えてこない点が気になる。精神と身体の関わり

方は全く異なる為、一人体制では困難である。また、個人情報の不足もあり、糖尿病の疾患の方に菓子パンが継続されるようなこともある。

- ④ 5月末の新聞に内閣府から福祉避難所の運営ガイドラインを改正し市町村に周知したとあったが、今後実施になるか。
- ⑤ 市福祉避難運営マニュアルの見直しはいつまでに行うのか。
- ⑥ 福祉避難所は市内に最低3か所（北部・中部・南部）必要ではないか。
- ⑦ 3つの優先して取り組むべき事項はどれも早急に形あるものにすべきであり、事業所を積極的に活用できるとよい。どこで何ができるのか、自らの事業所には何が課せられているのか、心構えを高めるためにもわかりやすい情報共有、準備が必要である。
- ⑧ 名簿の実効性はやや疑問である。個別計画の作成及び家族へのサポートは誰が担うのか。計画相談がついてない場合はどうするのか。サービス等利用計画ですらセルフプランを立てたことを忘れていた家族がほとんどなのが現状である。福祉避難所はフローチャートなしで行けるくらいになると安心する。

（事務局回答）

- ① 障がい者の視点での災害時支援が市の施策に反映されるよう努めて参ります。
- ② 福祉避難所を開設した場合、障がい関係施設については障がい福祉課、高齢関係施設については介護保険課が連絡・調整を担う予定です。また、福祉避難所開設中は、いずれかの課の職員が庁舎内に待機し、いつでも連絡が取れる体制とする予定です。
- ③ 支援者間での個人情報の共有を図るため、保健福祉課においては、昨年度から個人情報の提供に係る同意書の提出を勧奨する通知を発出しております。引き続き、同意書の取得率向上に努めるとともに、個人情報の活用の在り方等について検討して参ります。
- ④ 国のガイドライン改定においては、直接避難を想定した指定福祉避難所の指定、協定等による福祉避難所の活用等の項目が追加されております。本市においては、現在、これらの改定を踏まえた災害対応の実施に向け、関係課において協議しているところです。
- ⑤ ④の協議等により、本市の基本方針が決まり次第、マニュアルの見直しに着手したいと考えております。
- ⑥ 現在、福祉避難所に指定している施設は、公共施設が10か所、協定民間施設が74か所となっております。国のガイドライン改定を踏まえ、福祉避難所の活用等について関係課において協議しているところです。
- ⑦ 災害対応においては、市、事業者、地域住民の連携が重要であることから、事業者の協力が得られるよう働きかけて参ります。
- ⑧ 個別避難計画作成の手法については、関係課において協議しているところです。今後も災害による人的被害の軽減に向けて取組んで参ります。

3 令和3年度いわき市相談支援等事業について

(意見等)

- ① (2)ウ、精神障がい者についても、障がい者計画の中に入れ、数値目標を設定して進めるべきではないか。
- ② 障がい福祉の肝である相談支援について、現状では、計画相談事業所が不足しているが、報酬改定が行なわれ独立採算できると聞いている。1名加わった基幹でその取り組みを担うことはできないか。それらが改善されないのであれば、セルフプランでもモニタリングが必要と考える。
- ③ P13に加え、障がい別人数、障がい別サービス利用者実績、障がいサービス利用者の中のセルフプラン者数等の情報を提供してほしい。
- ④ 相談支援事業所実績報告で支援内容を区分しているが、傾向のみでなく、もう少し具体的な相談内容や解決した具体例などあれば尚良い。
- ⑤ 就労している人の悩み相談及び障がい者を雇用している会社への支援について、どこが担うか検討してほしい。
- ⑥ 地区保健福祉センター、障がい者相談支援センター及び計画相談支援事業所との役割分担のイメージについて、計画相談有りとなしの場合で整理されており、それぞれの機能の理解が深まった。最も望ましい状態は全てのサービス利用者に計画相談がつくことだが、現状に即した対策なのだと思う。また、関係機関に浸透していけば利用者も安心してサービスを利用できると思う。
- ⑦ サービス提供等に困った際に相談支援事業所へ相談に行くことが発想されない家族がいる状況、また学校や事業所等から不明瞭に相談先を紹介されることにより混乱を招いている状況を考えると、「相談」に関するリーフレットがあるとよい。

(事務局回答)

- ① 精神障がい者に対する支援については、第6期いわき市障がい福祉計画において、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」を成果目標として掲げるなど、重要な施策であるものと認識しており、障害福祉サービスのうち、地域移行に重要な役割を果たす自立生活援助・共同生活援助・地域移行支援・地域定着支援について、精神障がい者の利用人数について活動指標を設定しております。
- ② 基幹相談支援センターの役割は、総合的・専門的な相談の実施、地域の相談支援体制強化の取組、地域の相談支援事業者への専門的な指導助言・人材育成等であり、現時点では、サービス等利用計画又はセルフプランの作成を行うことは想定しておりませんが、相談支援事業所を増やすため、基幹相談支援センターと障がい福祉課とで介護保険事業者に対し障がい福祉分野への参入を促すなどの取組みを実施しております。
また、セルフプランの場合のモニタリングについては、その必要性は認識しているものの、具体的な協議には至っておりません。今後、協議課題として取り上げるか否かについて検討して参ります。

- ③ 手帳所持者数については、第5次いわき市障がい者計画（P17～26）に掲載しております。今年度から委員となった方については、当該計画の冊子を同封いたします。
- また、セルフプランの状況については、別紙1のとおりです。
- なお、障がい別サービス利用者実績については、本市においては集計しておりません。
- ④ 今後の報告において、好事例等があれば資料へ掲載することといたします。
- ⑤ 従業員の仕事上の悩み相談等については、障がいの有無にかかわらず雇用主が対応するものと考えますが、不当な労働条件等に関する相談については、労働基準監督署への相談が想定されます。
- また、障がい者を雇用している会社への支援については、ハローワークの障害者職業相談など、労働政策部門が担うことが一般的であると考えます。
- ただし、相談内容によっては、障がい福祉部門での対応が必要となることが想定されますので、具体的な事例等を御提供いただければ、地域自立支援協議会における協議課題とするか否かについて検討いたします。
- ⑥ 今後も地域の相談支援体制の強化を図るとともに、関係機関の連携促進に努めて参ります。
- ⑦ 今年度より、障がい者相談支援センター及び基幹相談支援センターの業務内容の中に、それぞれの機関の周知を行うことを明記したところです。引き続き、市民等への周知を図って参ります。

4 令和3年度いわき市地域生活支援体制強化事業について

（意見等）

- ① 緊急時を想定した体験の場とはどのようなものか。
- ② 緊急一時宿泊事業所に求められる設備、人員配置等の要件はどうなっているか。
- ③ 委託料はどうなっているか。
- ④ 緊急時と一般のショートステイとの違いは何か。
- ⑤ 委託事業所増を図るよう強力に取り組んでほしい。また、生活介護事業所等においても特に支援が必要な重度の利用者が利用できる環境整備を望むとともに、日中利用している事業所によって不公平にならないようにしてほしい。
- ⑥ 短期宿泊、入所についての現状と利用するための方法について、確認したい。
- ⑦ 緊急一時宿泊事業において、今のところ自事業所の利用者限定で受け入れをしているのか。今後、障害児通所支援に緊急一時宿泊事業を委託する可能性はあるのか。
- ⑧ 機会があれば南部の課題を知りたい。

（事務局回答）

- ① 共同生活援助等のサービスの体験利用を想定しております。予めサービスを体験しておくことにより、介護者に緊急事態が生じたときに障がい者と事業所の双方が戸惑うことなく対応できるようにするものです。

- ② 設備等の要件については、別紙2のとおりです。
- ③ 委託料については、別紙3のとおりです。
- ④ 緊急一時宿泊事業は、本来は通所サービスを提供する指定生活介護事業所において、緊急時に限り、宿泊を伴う見守り等のサービスを提供するものです。また、短期入所は、緊急時であるか否かにかかわらず、指定短期入所事業所において宿泊サービスを提供するものです。
- ⑤ 今後も委託増に向けた事業所に対する働きかけを継続して参ります。
- ⑥ 短期入所の指定事業所は14か所、施設入所支援の指定事業所は6か所となっております（令和3年7月1日現在）。短期入所については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は利用実績が減少しております。また、施設入所支援については、ほとんどの事業所が満床となっており、空床が生じることが少ない状況が続いております。
これらのサービスの利用の流れについては、別紙4のとおりです。
- ⑦ 現行では、緊急一時宿泊事業の利用者は、委託事業所の生活介護サービス利用者限定しております。また、現時点では障害児通所支援事業所に委託する予定はありません。
- ⑧ これまでの地域自立支援協議会における協議において、要支援想定者が多いにもかかわらず、短期入所等の緊急時の対応が可能な事業所が比較的少ないことが課題として挙げられております。

【協議事項】
1 令和3年度におけるいわき市地域自立支援協議会の取組みについて（案）
(1) 令和3年度いわき市地域自立支援協議会における協議事項等について（案）
（意見等）
① 進行管理表及び課題整理表を作成し、毎年度チェックできるようにしたほうがよい。
② 新型コロナウイルス感染拡大防止の為、昨年度から書面開催が続いている。オンラインでの開催は難しいのか。今後も感染拡大状況によっては書面開催が続くのか。
（事務局回答）
① 別紙5及び別紙6のとおり、令和元年度に様式を作成し、各部会において進行管理等を行っております。
② 一昨年度までの対面開催と比較し、書面開催のほうが委員の皆様から多くの意見が得られたこと等により、書面開催を継続して参りました。今後も対面開催が困難な場合、オンライン開催と書面開催のメリットを比較した上で、開催方式を決定して参ります。

(2) 令和3年度いわき市地域自立支援協議会（下部組織）の構成及び目的等について（案）

（意見等）

- ① 部会は「課題解決のアイデア出し」の役割を担う機関であると思う。地域生活支援部会では、福祉・介護の担い手不足について協議することとしているが、急速に進む人口減少社会にあって、この課題解決には小手先では太刀打ちできない。大きな取り組みが必要である。マクロ的視点での自由な開放的議論を期待する。
- ② 就労支援部会では、賃金・工賃の改善はもちろん、仕事の拡大開拓や一般企業で働く障がい者の職場でのサポート構築や働き続けられるような合理的配慮のPRなどが重要である。事業所サイドからの課題以外の社会全体の改善も射程にしたらいと思う。
- ③ 当事者部会準備会について、準備期間が長引いているのはなぜか。
- ④ 当事者部会準備会では、差別解消法施行から5年が経過することを踏まえ、市内における障がい者への意志法定支援や人権意識の変容について、事例や当事者へヒアリングを介して視覚化する取り組みを期待したい。

（事務局回答）

- ① 地域生活支援部会においては、7月までに19か所の事業所を訪問し、各事業所における人材確保等の取り組みについて聴取したところです。今後は、訪問により把握した内容と今回いただいた御意見を踏まえ、具体的な取り組みについて検討して参ります。
- ② 就労支援部会においては、福祉分野以外の関係機関との連携を図りたいと考えております。今回いただいた御意見を踏まえ、具体的な取り組みについて検討して参ります。
- ③ 当事者部会準備会は、平成31年4月に設立しましたが、令和元年東日本台風及び新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の予定よりも会議の開催回数が少なくなっております。また、当事者が意見を出しやすい環境の整備、信頼関係の構築、当事者が自ら意見を出す意識の醸成等に配慮しながら対応してきたところです。
今後は、市の押し付けとならないよう配慮しながらも、なるべく早く方針が決定できるよう努めて参ります。
- ④ 今回いただいた御意見を踏まえ、今後の取り組みについて検討して参ります。

(3) 障がい者相談支援センターにおける令和3年度地域会議実施計画について（案）

（意見等）

- ① 「地域会議」とは何か。「地域ケア会議」「個別支援会議」のことか。
- ② 「目標となるネットワークの姿」を分かりやすく図などで表してほしい。

（事務局回答）

- ① 地域会議は、地域のニーズや課題の発掘、地域のネットワーク構築や機能強化

等に取り組むものであり、その手法として、地域ケア会議及び個別支援会議を挙げております。各地域の障がい者相談支援センターを中心に、自由な発想で会議を開催して参ります。

- ② 各地域の実情や課題に応じ、ネットワークの形が変わっていくことが想定されることから、現時点ではイメージ図等は作成しておりません。今後、地域ごとに目標となるネットワークを具体化することを念頭に置いて取り組んで参ります。